

(様式 2)

京丹後市教育振興計画(案)の概要

1 趣旨について

近年、我が国においては、急激な少子高齢化や核家族化の進行とともに、家庭や地域の教育力の低下、地域のつながりの希薄化、社会全体の規範意識の低下が指摘されています。こうした社会の変化に伴い、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、いじめ、不登校といった深刻な問題の増加など、教育を取り巻く環境もまた大きく変化しています。

このような変化を背景として、平成 18 年の教育基本法の改正を受け策定された国の教育振興基本計画(前文)でも、「教育こそが、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。特に、今後も進展が予想される少子化・高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていくことが可能な生涯学習社会を目指していく必要がある。これこそが、我が国が直面する危機を回避させるものである。」と示されています。

京丹後市においても、目指す子ども像を「将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる子ども」として、学校教育改革構想の中で位置づけ、学校再配置による教育環境の整備とともに就学前から中学校卒業までを一体的に捉えた一貫性・系統性のある教育を推進しているところです。

同時にこの取り組みは、新たな学校とともに新たな地域をつくるということと連動し、多方面のボランティアの協力を得ながら、子どもたちを地域ぐるみで育むという共通認識を学校・幼稚園・保育所、家庭、地域及び行政の協働のもとで確立していくものです。

京丹後市では、これまで学校教育改革構想、学校再配置基本計画、学校施設耐震化計画、次世代育成支援対策行動計画、スポーツ推進計画及び子どもの読書活動推進計画等を策定しつつ教育環境の向上に努めてきたところですが、これらの計画の成果・課題を整理し、子どもたちの社会を生き抜く力、心の豊かさを育み、市民が生涯を通して主体的に学びあうことのできる環境づくりを目指し、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づいて策定します。

また、国・府の関連計画を踏まえるとともに、「第 2 次京丹後市総合計画」とも連携し、市の関連計画との整合を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。ただし、社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、5 年を目途に中間見直しを行います。

4 基本理念

教育は、一人ひとりの個性や能力を開花させ、人生を豊かに、幸福にするための基盤となるだけでなく、これからのふるさと京丹後を担う「人づくり」であり、まちづくりの根幹です。

本計画では、義務教育修了までに全ての子どもたちが、自立して社会で生き抜く基礎を育て、同時に市民が主体的に生涯を通じて学べる学習環境づくりを推進します。

そして、すべての市民がふるさと京丹後の伝統・歴史・文化・スポーツ等に愛着と誇りを持ち、自らの考えで幸福な未来を着実に切り拓き、生涯にわたり誇り高く生き抜くことができる力を育むとともに、地域の絆を深め、自らの飛躍とまちの将来に向けて新しい価値を創りだす力を育む教育を目指します。

また、グローバル社会を生き抜くため、自分自身の考えにより、多様なジャンルへの学びを深め、どんな課題にも対応できる力を持った人となるための教育環境の提供を目指します。

5 計画の目標

京丹後市が目指す教育

「心豊かにたくましく 幸福な未来を切り拓く力を育む教育」

「ふるさとへの愛着と誇りを持ち 新しい価値を創りだす力を育む教育」

京丹後市では、「京丹後市の学校教育改革構想」に基づき、就学前から中学校卒業までの10年間を一体と捉え、系統的で一貫した教育環境づくりを進めています。今後、この教育改革をより確かなものとするために、学校園の連携を強化しながら、すべての中学校区で小中一貫教育を積極的に推進し、確かな学力の育成に努め、希望する進路の実現を目指します。

また、グローバル化や情報化等、社会の多様化が急速に進む中、子どもたち一人ひとりが生き生きと学び、多様な個性・能力を伸ばし、幸福な人生を主体的に切り拓いていくことのできる力を育みます。

子どもから大人まで、生涯にわたり心身ともに健やかに暮らすためには、だれもが主体的に学ぶことのできる環境はなくてはならないものです。

また、市民が生涯にわたって学び続けるその成果を、次代を担う子どもたちの教育にも活かすこと、子どもの健やかな成長に関わる中で大人も子どもも、共に学びあうことのできる環境づくりが大切です。

京丹後市の豊かな歴史や文化、地域のつながりを最大限に活用し、ボランティアの協力を得るなど、学校園、家庭、地域及び行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働し、誰もが学びあうことのできる環境づくりを進めます。

6 施行期日について

平成27年4月1日から施行します。